



日本郵便株式会社に対する監督上の命令等について

令和 7 年 7 月
総務省郵政行政部

経緯等

- 令和7年4月23日、日本郵便による全国の郵便局における点呼業務に関する調査結果等の報告（※1）を受け、総務省は、日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）に基づく報告徴求命令を発出。

（※1）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。国土交通省所管）に定める点呼業務に関し、全国2,391の郵便局において不備が判明。

- 6月25日、総務省は、上記報告命令に対する報告（※2）を日本郵便から受領。

（※2）同日に国土交通省から一般貨物自動車運送事業（トラック運送）に係る許可の取消処分等を受けたことも含め、点呼業務不備事案に関する事実関係、原因分析、対応策、郵便・物流サービスの提供状況等についての報告。

 上記報告を受け、事案の重大性及び今後の対応を着実に実施させる必要性等に鑑み、総務省は、同日、日本郵便に対して日本郵便株式会社法に基づく監督上の命令等を発出。今後も継続的に状況の報告を受け、適切に監督を実施。

日本郵便株式会社に対する監督上の命令等

1 日本郵便株式会社法第15条第2項に基づく監督上の命令

- (1) 一般貨物自動車運送事業の許可の取消処分等を受けた以降においても、郵便のユニバーサルサービスの確実な提供を維持するとともに、郵便・物流サービスにおける利用者の利便を確保するための措置を実施すること。また、必要に応じてこれらの措置の見直しを行うこと。
- (2) 本件報告徴求に対し貴社が報告した本件事案に係る再発防止策について、着実に実施し、必要に応じて見直していくこと、また、本件事案に係る観点に限らず、貴社の事業をとりまく法令等を確実に把握し、遵守するための措置について検討し、実施すること。

2 日本郵便株式会社法第16条第1項に基づく報告徴求命令

1に基づき講じた措置等について、令和7年7月以降、当面の間、毎月末に状況を報告すること。
この期限に関わらず、報告した内容に重大な追加・変更があった場合には、その都度報告すること。

○ 日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号) 抄

(監督)

第15条 会社は、総務大臣がこの法律及び次に掲げる法律の定めるところに従い監督する。

一 郵便法

二～八 (略)

2 総務大臣は、この法律及び前項各号に掲げる法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第16条 総務大臣は、この法律及び前条第一項各号に掲げる法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～3 (略)

第23条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一～九 (略)

十 第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

十一 (略)

(参考資料)

総 情 企 第 86 号
令和 7 年 6 月 25 日

日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長 千田 哲也 殿

総務大臣 村上 誠一郎

日本郵便株式会社法第 15 条第 2 項に基づく監督上の命令等について

郵便局において貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく点呼業務の不備があった事案（以下「本件事案」という。）に関しては、総務省として本件事案に係る貴社の取組を把握するため、貴社に対し、日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項に基づき、令和 7 年 4 月 23 日付け総情企第 47 号により、報告を求めた（以下「本件報告徴求」という。）ところ、今般、これに対し、同年 6 月 25 日付け 2025-日郵統物第 0001 号により、貴社から報告があった。

報告によれば、貴社においては、令和 7 年 6 月 25 日に国土交通大臣から貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可の取消処分及びこれに伴う貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）に基づく第二種貨物利用運送事業の一部の停止処分を受けたとのことであるが、これらの許可等を前提に、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）等に基づく郵便のユニバーサルサービスを含む郵便・物流サービスを提供してきた貴社にとって、当該処分が貴社の事業に及ぼす影響の重大性は明白である。

当該処分を受け、貴社は、当面の間、第一種貨物利用運送事業等により郵便・物流サービスを提供するとのことであるが、その際には、他の貨物自動車運送事業者等との連携や貴社内における適切なオペレーションの見直し等により、郵便のユニバーサルサービスの確実な提供を維持するとともに、郵便・物流サービスにおける利用者の利便を確保するための措置を着実かつ早急に講じる必要がある。

加えて、この措置については、点呼業務の不備に関する国土交通省による事実関係の精査は継続していること等にも鑑み、今後の状況変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを図ることが求められる。

また、同報告によれば、貴社は、本件事案に係る一定の再発防止策を策定したとのことだが、貴社における今後の郵便・物流サービスの確実かつ適切な提供及び国民等からの信頼回復に向けては、再発防止は不可欠な前提であり、貴社の重大な課題である。よって、策定した再発防止策を着実かつ早急に実施するとともに、必要に応じて見直していく必要がある。

加えて、本件事案を含め法令違反に係る問題が継続して発生していること等を踏まえれば、本件事案に係る観点に限らず、貴社の組織全体でコンプライアンス及びガバナンスに係る体制を再構築する等して、貴社の事業をとりまく法令等を確実に把握し、及び遵守するための措置を講じる必要がある。

なお、貴社が講じるこれらの措置については、法及び郵便法等に定めるところに従い、郵便のユニバーサルサービスの責務の履行が図られるよう貴社を監督する立場にある総務省として、適時に把握する必要がある。

ついで、以上述べた本件事案の重大性、今後の対応を着実に実施させる必要性等に鑑み、法及び郵便法の施行のために特に必要があると認められるので、法第15条第2項及び第16条第1項に基づき、下記のとおり命じる。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に総務大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6か月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

1 法第15条第2項に基づく監督上の命令

- (1) 一般貨物自動車運送事業の許可の取消処分等を受けた以降においても、郵便のユニバーサルサービスの確実な提供を維持するとともに、郵便・物流サービスにおける利用者の利便を確保するための措置を実施すること。また、必要に応じてこれらの措置の見直しを行うこと。
- (2) 本件報告徴求に対し貴社が報告した本件事案に係る再発防止策について、着実に実施し、必要に応じて見直していくこと、また、本件事案に係る観点に限らず、貴社の事業をとりまく法令等を確実に把握し、遵守するための措置について検討し、実施すること。

2 法第16条第1項に基づく報告徴求命令

1に基づき講じた措置等について、令和7年7月以降、当面の間、毎月末に状況を報告すること。

この期限に関わらず、報告した内容に重大な追加・変更があった場合には、その都度報告すること。

なお、期限までに報告ができない事項がある場合、その理由及び報告予定時期（報告時点における進捗を含む。）を報告すること。

以上